

令和 3 年度 既存住宅改修環境整備事業補助金

評価表

NO.

57

所管部課名	建設部 建築住宅課		担当者	大園 厚彦				
事業費名称	既存住宅改修環境整備事業							
根拠法令	薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
令和 3 年度 予算額	60, 000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		24, 000 千円	36, 000 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	既存住宅の居住環境の向上		400件	令和 8 年度				
成果指標②								
補助対象者	・ 本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・ 改修工事を行う住宅の所有者であること。（配偶者及び二親等以内の者も可）							
補助対象経費	・ 市内に存する住宅で、その改修工事に要する費用が 2 0 万円以上のもの。							
補助対象事業・活動の内容	・ 補助対象住宅 市内に存する個人住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分に限る。） ・ 補助対象工事 改修工事（屋根の葺き替えや塗装、外壁の張り替えや塗装、内装工事、台所・便所・浴室等の水回り工事、畳・建具取替え工事等）であること。 ・ 施工業者 主たる営業所を市内に有する法人及び個人で、補助金交付要綱に記載された者							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象工事に要する費用の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額で、 1 5 万円（令和 2 年度まで 2 0 万円）を限度とする。							
上記項目の積算方法	・ 補助金の交付回数は、同一住宅について 1 回限りとする。							
補助を受ける事業（団体）等の経過 3 年間の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	524, 385, 541	90. 8%	363, 259, 100	85. 5%	270, 998, 577	84. 5%
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		寄付金・その他助成	524, 385, 541	90. 8%	363, 259, 100	85. 5%	270, 998, 577	84. 5%
		市補助金	53, 105, 000	9. 2%	61, 643, 000	14. 5%	49, 543, 000	15. 5%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	577, 490, 541	100. 0%	424, 902, 100	100. 0%	320, 541, 577	100. 0%
	支出	事業費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		工事請負費	577, 490, 541	100. 0%	424, 902, 100	100. 0%	320, 541, 577	100. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	577, 490, 541	100. 0%	424, 902, 100	100. 0%	320, 541, 577	100. 0%
		支出計/前年度支出計			73. 6%		75. 4%	
		自己資金/前年度自己資金			69. 3%		74. 6%	
	翌年度繰越金/市補助金	0. 0%		0. 0%		0. 0%		
	交付件数		312件		346件		280件	
	成果指標の推移①		312件		346件		280件	
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】 平成 3 0 年度「現状のまま継続」 ・ 広報・周知に努められたい。							
	【前回評価への回答】 事業も 1 0 年目となり、周知はできていると判断しています。							
	【事業の P R 方法】 毎年 4 月 1 0 日号の広報紙と市ホームページに掲載している。							
	【費用対効果】 経済波及効果として、6 ～ 7 倍の直接効果が認められる。							
	【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 令和 3 年度は、財源の一部として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用している。							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	個人住宅の改修工事に対する補助であるが、補助金交付額約5千万円に対して約3.2億円の工事が発生し、結果的に6.4倍もの経済波及効果があった。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	高齢化が進む中、住宅のバリアフリー化、間取りの変更や老朽化対策などリフォームの必要性を感じながら、経済的な面や高齢化による今後の不安から、なかなか工事に踏み込めない現状と推察する。 行政が工事費の一部を支援することにより、後押しする効果や費用の8割以上は自己負担となるため、経済効果にも期待できる。 さらに、本制度はSDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」にもかなない、またバリアフリー化推進の一助となるため、障害者・高齢者福祉施策にも寄与するものとする。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	補助金交付額約5千万円に対して、6.4倍もの直接効果を上げている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人所有の住宅が対象であるため工事を各々で実施し、それに対する補助を交付する方が効率的である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金が20%で個人負担が80%以上である。公共工事と比較すると同じ経済効果を上げるためには、6～7倍の公費が必要となる。「最小の経費で最大の効果を上げる。」最も有効な手段と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金の申請時に実施しているアンケートにおいて7割の方が、補助金の額は妥当であると回答しており、80%以上が自己負担でもあるため、妥当であると考える。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪上記方向の理由≫ 過去3年間の実績によると最低でも年間5から6千万円程度の需用があり、大きな経済効果を与えている。 また、この制度の利用者の多くは高齢者であり、住宅政策や経済政策のみでなく高齢者への福祉政策としての一面も非常に高いものと判断している。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い ≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 令和3年度申請分より、コロナ禍における経済対策として、より多くの方が当該制度を利用し、より多くの経済効果が得られるよう補助率（20%）はそのままとし、補助の限度額を20万円を15万円としている。		≪まとめ≫

○薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 28 日

告示第 179 号

改正 平成 24 年 7 月 5 日告示第 607 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 235 号

平成 25 年 9 月 25 日告示第 709 号

平成 27 年 3 月 27 日告示第 250 号

平成 29 年 3 月 20 日告示第 76 号

平成 30 年 2 月 16 日告示第 51 号

平成 31 年 1 月 22 日告示第 42 号

令和 2 年 1 月 10 日告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、既存住宅改修環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、市民の居住環境の維持・向上を図り、もって安全・安心な住まいづくりの促進に資することを目的に、市内の施工業者を活用して既存住宅の改修工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他これらに類する集合住宅のうち自己の居住の用に供する専有部分をいう。

(2) 併用住宅 一の建築物に個人住宅の部分及び店舗又は事務所等の部分があり、それらが一体として利用される建築物をいう。

(3) 改修工事 既存住宅の機能の維持及び向上のために行う別表第 1 に掲げる工事等で、市長が認めるものをいう。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助金の交付対象となる住宅は、市内に存する個人住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分に限る。）で、薩摩川内市定住促進に関する条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の定住住宅取得補助金又は同条第

2 項の定住住宅リフォーム補助金の交付を受けていないもの又は交付を受ける予定のないものとする。

（補助対象者）

第 5 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（１） 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていること。

（２） 改修工事を行う住宅の所有者であること。

（３） 改修工事を行う住宅に自ら居住し、若しくは居住する予定であり、又はその配偶者若しくは 2 親等以内の者が居住し、若しくは居住する予定であること。ただし、居住する予定である場合は、改修工事完了後、速やかに居住する場合に限る。

（４） 市税を滞納していないこと。

（補助対象工事等）

第 6 条 補助金の交付対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１） 改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が 2 0 万円以上であること。

（２） 別表第 2 に掲げる要件を満たす者（以下「施工業者」という。）が施工する改修工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等には、補助金は交付しない。

（１） 公共工事の施行に伴う補償工事

（２） 国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事

（３） 家庭用電化製品、家具等の備品購入等に係る経費

（４） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事及び経費

（補助金の額等）

第 7 条 補助金の額は、補助対象工事等に要する経費の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2 0 万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、同一住宅について 1 回限りとする。ただし、別表第 3 に掲げる場合において、補助金の交付回数は 2 回までとし、同一年度内に 2 回

の申請はできないものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、改修工事の着手前に既存住宅改修環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類にあっては、当該住民票の確認に関する申請者の同意があったときは、市の確認によって代えることができるものとする。

- （1） 申請者の住民票の写し
- （2） 住宅所有者を明らかにする書類（住宅の登記事項証明書、固定資産評価証明書、売買契約書等のいずれか）の写し
- （3） 住宅居住者が所有者の配偶者又は2親等以内の親族であることが証明できる書類（居住者と所有者が異なる場合に限る。）
- （4） 市税の滞納がない証明書
- （5） 工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
- （6） 工事箇所及び内容の分かる図面等
- （7） 住宅全体及び工事予定箇所の写真
- （8） 補助金の受領に係る権限を施工業者に委任する旨の委任状
- （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、既存住宅改修環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（改修工事の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、改修工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ既存住宅改修環境整備事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
- （2） 変更工事箇所及び内容の分かる図面等
- （3） 変更後の工事予定箇所の写真
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出しようとする補助決定者は、その工事の内容が補助対象工事の要件を満たしているか等について、あらかじめ市長と協議しなければな

らない。

（補助金の額の変更交付決定通知）

第 1 1 条 市長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、既存住宅改修環境整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により補助決定者に通知するものとする。

2 申請事項の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金の交付決定金額は増額しないものとする。

（改修工事の取りやめ）

第 1 1 条の 2 補助決定者が、当該通知に係る改修工事を取りやめようとするときは、既存住宅改修環境整備事業計画取りやめ届（様式第 4 号の 2）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 2 条 補助決定者は、改修工事が完了した翌日から起算して 2 0 日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の 3 月 1 5 日のいずれか早い日までに既存住宅改修環境整備事業実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（ 1 ） 施工業者の発行する既存住宅改修工事完了証明書（様式第 6 号）

（ 2 ） 改修工事完了後の住宅全体の写真（改修工事が住宅の内部のみの場合を除く。）並びに第 8 条及び第 1 0 条の規定により申請書に添付した工事予定箇所の写真と対比した工事完了箇所の写真。ただし、当該写真の対比により改修工事を実施したことが明確に判断できない場合は、施工途中の写真を加えるものとする。

（ 3 ） 工事代金（改修工事に要した経費から補助金の額を差し引いたもの）の領収書の写し

（ 4 ） 改修工事全体の内訳明細書

（ 5 ） 増改築工事の場合においては、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定により交付された検査済証の写し

（ 6 ） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、既存住宅改修環境整備事業補助金交付確定

通知書（様式第 7 号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求等）

第 14 条 前条の通知を受けた補助決定者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

2 当該補助金の交付は、受領に係る権限の委任を受けた施工業者に対し行うものとする。

（調査等）

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し又は返還）

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助決定者に対し、既存住宅改修環境整備事業補助金（変更）交付決定（一部）取消通知書（様式第 8 号）を交付し、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1） 補助決定者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたとき。

（2） 補助決定者から第 11 条の 2 の規定による届出の提出があったとき。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

（成果）

第 17 条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、居住環境の向上とする。

（見直しの期間）

第 18 条 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 19 条 補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、既存住宅の改修工事を行った者の数によって測定するものとする。

（その他）

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 5 日告示第 607 号）

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 235 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日告示第 709 号）

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 250 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 20 日告示第 76 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請をした者に対する補助金について適用し、同日前に申請をした者に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 16 日告示第 51 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請をした者に対する補助金について適用し、同日前に申請をした者に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 22 日告示第 42 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市既存住宅改修等環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請をした者に対する補助金について適用し、同日前に申請をした者に対する補助金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 月 10 日告示第 19 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請をした者に対する補助金について適用し、同日前

に申請をした者に対する補助金については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の薩摩川内市既存住宅改修等環境整備事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第3条関係）

工事等	1 屋根のふき替え、塗装又は補修 2 軒樋及び縦樋の交換又は補修 3 外壁の張り替え、塗装、補修又は補強 4 建築物と一体のテラス、ウッドデッキ、ぬれ縁等の塗装又は補修 5 壁、床及び天井の張り替え、補修又は補強 6 建具の取替え又は補修 7 畳の取替え 8 段差解消工事（玄関アプローチ工事を含む。） 9 手すり設置 10 間取りの変更 11 耐震改修工事 12 増改築工事（建て替え及び新築は除く。） 13 便所、風呂、洗面所及び台所の改善（便器、風呂釜、洗面台及びシステムキッチンの取替えを含む。） 14 老朽電気配線及びコンセントの取替え工事（火災防止のために行う取替えに限る。） 15 第1項から前項までの工事に附属する電気及び給排水工事（下水道へのつなぎ込み及び小型合併処理浄化槽設置に伴う排水工事を除く。）
-----	--

別表第2（第6条関係）

要件	1 薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点（建築一式、電気又は管工事に限る。）を有する法人 2 薩摩川内市建設工事等入札参加資格（大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。）を有する法人又は個人で、主たる営業所を市内に有するもの。 3 薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿への登録
----	--

	のある法人又は個人 4 第1項から前項までに該当する法人又は個人以外で、次に掲げる要件を全て満たすものとして市長が認める法人又は個人 (1) 市内に主たる営業所を有すること。 (2) 本市入札参加資格を有し、建設業許可（建築、電気、管、大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。）を受けていること。 (3) (2) の建設業許可に係る工事の実績があること。
--	---

別表第3（第7条関係）

2回目の申請が可能な場合	1 1回目の申請に係る工事を次のいずれかと併せて実施した場合 (1) 小型合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取式トイレから下水道へのつなぎ込み工事 (2) 単独処理浄化槽又はくみ取式トイレから小型合併処理浄化槽への切替工事 2 1回目の申請に係る工事が前項各号のいずれも併せて実施したものでなく、2回目の申請において同項各号のいずれかを併せて実施する場合
--------------	---